

協会制度変更要綱案のディスカッションポイント

上場会社等監査人登録制度に係る制度変更に関し、広く皆様からのコメントを募集いたします。

頂いたコメントにつきましては、意見募集期限後、要綱案の確定の段階において、コメントの概要、コメントに対する当協会の考え方及び対応方針という形式で取りまとめの上、公表する予定です。

記

1. 上場会社等監査人登録制度を担う会議体の新設及び組織構成（2(1)①、②）

1-1. 上場会社等監査人名簿への登録の可否の判断、登録の取消しの審査については、新たに会議体（上場会社等監査人登録審査会）を設置し、当該会議体が職務として担う体制を整備することを検討していますが、この方向性に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご回答ください。

1-2. 上場会社等監査人登録審査会の組織構成について、客観性を確保する目的から、会員外の構成員の比率が会員の比率よりも高くなる構成とすることを検討していますが、この方向性に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

2. 登録上場会社等監査人に対する義務の新設（2(4)①）

上場会社等監査人名簿に登録された者（以下、本項において「登録上場会社等監査人」という。）は、法第34条の34の6第1項第5号に定める「上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制」を確認することを目的として、当協会が行う品質管理レビューを受けることを義務として定めることに同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

3. 名簿再登録制限者制度の廃止（2(7)）

名簿再登録制限者への指定要件とされていた事項については、今般の法改正により、上場会社等監査人名簿への登録拒否要件とされていること（法第34条の34の6第1項第1号から第4号まで）を鑑み、名簿再登録制限者制度については廃止することを検討していますが、この方向性に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

4. 審査申立ての対象からの除外（2(8)）

登録の拒否又は登録の取消しを受けた者は、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となること（法第34条の34の7第1項、第34条の34の9第2項）、また、上場会社等監査人登録制度について、社会的に客観性・透明性を確保することを目的として、独立した審査機関として上場会社等監査人登録審査会を設置する方向性を検討していることから、登録の拒否又は登録の取消しの決定については、適正手続等審査会における審査申立ての対象とはせず、上場会社等監査人登録審査会の審査結果をもって、協会としての終局的な判断とすることとし、上場会社等監査人名簿からの登録の拒否又は登録の取消しに関しては、適正手続等審査会の審査申立ての対象から除外することを考えていますが、この方向性に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

以 上